

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の保護に係る適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険業務を外部団体に委託する際には、情報セキュリティ体制と遵守状況について確認を行っている。
事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務</p> <p>・介護保険法に基づき保険料を徴収し、保健給付の支給を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、介護保険法の規定に従い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条各号に掲げる事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.被保険者証交付申請受理、確認、交付 2.資格取得の届出受理、確認 3.住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出の受理、確認 4.保険料賦課要件の確認 5.保険料額の通知 6.資格喪失の届出受理、確認 7.被保険者証の再交付申請受理、確認、再交付 8.被保険者証の検認又は更新 9.被保険者の氏名、住所、世帯変更の届出受理、確認 10.保険料の特別徴収額の通知等 11.保険料の減免・徴収猶予申請の受理、要件確認、通知 12.居宅介護福祉用具・介護予防福祉用具購入費、居宅介護・介護予防住宅改修費の支給の申請受理、確認、支給決定通知 13.居宅サービス計画、居宅介護支援、介護予防支援、基準該当居宅介護支援の届出受理 14.居宅介護・介護予防サービス計画書の代理受領の手續 15.居宅介護サービス費等の額の特例申請受理、要件確認、決定通知 16.介護予防サービス費等の額の特例申請受理、要件確認、決定通知 17.介護給付、市町村特別給付の支給に関する事務 18.調整交付金の算定 19.高額介護・介護予防サービス費の支給申請受理、要件確認、支給決定通知 20.高額医療合算介護・介護予防サービス費の支給申請受理、証明書の交付、医療保険者からの通知の受理、支給額の通知 21.特定入所者介護サービス費の支給申請受理、要件確認、支給決定の通知、認定証の交付・再交付 22.特定入所者の負担限度額にかかる特例の申請書受理、確認 23.特定入所者介護予防サービス費の支給申請受理、要件確認、支給決定の通知、認定書の交付・再交付 24.特定入所者の負担限度額にかかる特例の申請書受理、確認 25.特例特定入所者介護・介護予防サービス費の支給の要件確認 26.他の法令による給付との調整 27.保険料滞納者にかかる支払い方法の変更、支払方法変更の記載の削除 <p>28.保険給付の支払の一時差止、一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額控除の通知 29.保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 30.第2号被保険者の保険給付の一時差止めの確認、通知、記載の削除依頼の確認 31.旧措置入所者に対する施設・特定入所者介護サービス費の支給申請受理、支給要件確認、支給決定通知、 32.要介護・要支援認定・更新認定申請の受理、要介護認定における医療被保険者資格の確認 33.要介護・要支援認定・更新認定の結果の通知 34.要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、要介護状態区分の変更の認定における医療被保険者資格の確認 35.要介護状態区分の変更の認定の結果の通知 36.住所移転後の要介護認定および要支援認定の要件確認 37.介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請の受理、申請内容の確認、通知 38.サービス検索、電子申請機能での要介護・要支援認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、要介護・要支援状態区分変更認定の申請、居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、介護保険負担割合証の再交付申請、被保険者証の再交付申請、高額介護(予防)サービス費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請、住所移転後の要介護、要支援認定申請 39.マイナポータルお知らせ機能を使用した届出人に対する通知</p>
③システムの名称	介護保険システム、サービス検索・電子申請機能、マイナポータル電子申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項及び第2項 番号法別表第1の68及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p> <p>2 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号 番号法別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 及び117の項のうち情報提供者が「市町村長」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第19条, 第25条, 第30条, 第32条, 第33条, 第43条及び第47条 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第1号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 番号法別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 及び117の項のうち情報提供者が「市町村長」の項並びに番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第19条, 第25条, 第30条, 第32条, 第33条, 第43条及び第47条 (2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項第1号</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条8号 (2) 番号法別表第2の93及び94の項並びに主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条及び第47条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 福祉部高齢者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 福祉部 高齢者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8467)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 福祉部 高齢者支援課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8467)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

